

奈良県訓令第五号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第二条第八号中「医療・介護保険局長及び」を削り、同条第二十四号イ中「、医療・介護保険局次長」を削り、「サ」を「コ」に、「ク」を「キ」に、「ケ」を「ク」に、「コ」を「ケ」に改め、同号ウ中「並びに秘書課」を「、知事公室次長（関西広域連合担当）及び知事公室次長（施設整備担当）並びに秘書課」に、「万博推進室」を「施設プロジェクト統括室及び万博推進室」に改め、同号カ中「及びこども家庭課」を「、こども家庭課及び教育振興課」に改め、同号キを削り、同号クを同号キとし、同号ケからセまでを同号クからスマでとする。